

享保五年四月

御勘定奉行

〔天明集成絲綸錄四十一〕安永九年十二月

御勘定奉行江

金三兩宛

内山七兵衛組同心見習
内田權平三人略

右ハ亥年○安永見習被仰付無足ニ付當暮より願之通御救金被下之
右之通申渡候間可被得其意候

〔寶曆集成絲綸錄二十四〕寛延四年九月

御勘定奉行江中略

猪御犬奉見習
直井喜四郎
同
品川甚藏

右兩人見習御免無足に成當年分之御切米御扶持方は被下之
右之通申渡候間得其意可被談候

〔幕朝故事談〕諸侯

大名衆元日頂戴の時服を二月十五日著用致す事は、十五日迄の登城は皆熨斗目にて、ふくさ小袖を著する日無之故也、因て十五日に著用不致れば廿八日でも、其以後にても、宜きなり、十五日に著用して、又廿八日に著用して、○此間有誤脱恐棄物有之節は、もとよりの御目付へ届候事也、御徒目付立合改候上、子細無之候得ば、町奉行所へ出す、十五日立候て、闕所倉に入る事なり、御目付への届、三日迄延引致候分ハ不苦候事、棄候譯不相知候段、具に奉行所へ申達し、品物相渡候事也。○中略申時服被下、御旗本熨斗目、大名は綸子、四品以上し、ら熨斗目、三位以上の御下著は白綾なり、元日より三日迄拜領の者、十五日著登城、是服有之○以上四字之疑有誤脱禮義なり、